

賃金等の変動に対する工事請負契約書第 24 条第 6 項
(インフレスライド条項) の運用について (暫定版)

国は、令和 7 年度に実施した公共事業労務費調査に基づき、「令和 8 年 3 月から適用する公共工事設計労務単価」(以下「新労務単価」という。)を決定・公表しました。

また、国は、令和元年 6 月に改正された、新・担い手 3 法として、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成 17 年法律第 18 号)、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律(平成 12 年法律第 127 号)、建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)により、公共工事品質確保法の基本理念として、将来にわたる公共工事の品質確保とその中長期的な担い手の育成・確保に加え、市場における労務の取引価格や健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)等の定めるところにより事業者が納付義務を負う保険料等を的確に反映した適正な請負代金の締結や、公共工事等に従事する者の賃金への配慮等が規定されたことを踏まえ、予定価格への新労務単価の早期適用等を、各自治体に対して要請しています。

千代田区においては、この要請の趣旨を踏まえ、一定の既契約工事についても、令和 8 年 3 月 1 日が工期内にある工事を対象に、インフレスライド条項(工事請負契約書第 24 条第 6 項)を昨年に引き続き適用できることとし、令和 8 年 3 月 1 日(運用開始日)から別紙のとおり運用することとしましたので、お知らせします。

請負者の皆様におかれましては、この趣旨をご理解いただき、契約金額が変更された場合は、下請企業との間で締結している請負契約の金額の見直し等を行い、新労務単価の上昇を踏まえた技能労働者への賃金水準の引上げ及び法定福利費相当額(事業者負担分及び労働者負担分)を適切に含んだ額での下請契約とされるよう、より一層の対応をお願いします。

賃金等の変動に対する工事請負契約書第 24 条第 6 項(インフレスライド条項)の運用について (暫定版)

賃金等の変動に対する工事請負契約約款第 24 条第 6 項
(インフレスライド条項) の運用について (暫定版)

千代田区が発注・契約する工事において、工事請負契約約款第 24 条第 6 項の規定により、請負者が、契約金額の変更を請求する場合 (以下「スライド請求」という。) の取扱いについては、以下のとおりです。

請負者は、請求に当たっては、適用の条件をよく確認の上、区 (工事主管課) と十分な協議をお願いします。

1 適用対象工事

令和 8 年 3 月 1 日が工期内にある工事で、かつ、2 (3) の残工期が原則として 2 月以上ある工事

運用開始日以後に請負者と区で適用対象工事であることを確認の上、スライド請求することができます。

2 定義

(1) 請求日

インフレスライド条項により、請負者が契約金額の変更の請求を書面により提出した日とします。

(2) 基準日

スライド額算出の基準とする日をいい、出来高を算定する基準となる日、賃金水準及び物価水準の変動後単価の基準となる日です。請求日と同じ日とすることを基本としますが、請求日から起算して 14 日以内で区と請負者とは協議して定める日とすることができます。

(3) 残工期

基準日以降の工期までの工事期間とします。ただし、基準日までに契約変更を行っていない場合でも先行指示等により工期延長が明らかな場合には、その工期延長期間を考慮することができます。

(4) 出来形数量

基準日における既済部分に係る設計数量

(5) スライド額

5 により算出した契約変更の対象となる額

3 請求方法

(1) 請負者が、インフレスライド条項の規定により契約金額の変更を請求する場合、書面 (様式 1 - 1) に賃金水準又は物価水準の変動により契約金額が不適当となったこ

とを示す資料（様式1-2ほか）を添付し、工事主管課に提出します。工事主管課は、スライド額協議開始予定日及び基準日を定め、請求日の翌日から起算して7日以内に、請負者に通知します。（様式2-1）

- (2) スライド請求は、運用開始日から次の賃金水準等の変更がなされる（次の公共工事設計労務単価の改定の時期）までに行ってください。この間の請求は1回までとします。

4 出来形数量の確認

- (1) スライド額の基礎となる残工事を算出するため、工事主管課は、請求日から起算して14日以内に、基準日時点における出来形数量の確認を行います。

請負者は、出来形数量の確認に当たり、必要な資料を提出します。

- (2) 出来形数量の確認は、工事設計内訳書等に対応して行います。

- (3) 出来形数量の基本的な扱い

ア 現場搬入材料について、区監督員が搬入を確認したものは出来形数量として取り扱います。

イ 工事設計内訳書等で一式計上した仮設工事等について、出来形数量の対象とする場合、その数量は発注者の積算に係る数量とします。

ウ 請負者は、各工事におけるア及びイの詳細について、工事主管課へ確認します。

- (4) 請負者の責めに帰すべき事由により工事が遅延していると認められる部分は、出来形数量に含めるものとします。

5 スライド額の算出

- (1) スライド額は、次式により算出します。

$$S = [P2 - P1 - (P1 \times 1 / 100)]$$

この式において、S、P1及びP2は、それぞれ次の額を表します。

S : スライド額

P1 : 変動前残工事金額（契約金額から基準日における既済部分に相応する契約金額を控除した額）

$$P1 = \alpha \times Z1$$

P2 : 変動後残工事金額（変動後の賃金又は物価等を基礎として算出した（P1）に相当する額）

$$P2 = \alpha \times Z2$$

α : 落札率（当初契約金額／予定価格）（有効数字は積算基準による。）

Z1 : 発注者の積算金額から基準日における既済部分に相応する積算金額を控除した額

Z2 : 変動後の賃金又は物価等を基礎として算出した（Z1）に相応する額

- (2) P1及びZ1の算出に用いる単価は、起工時における東京都積算単価とします。

- (3) P2及びZ2は、基準日の物価指数等（積算に使用する単価の変動率）により定めることとし、残工事に係る全ての単価を基準日時点のものに入れ替えて算出します。

ただし、請負者と区の協議資料等に基づき双方で合意した場合は、別途の物価指数を用いることができます。

なお、消費税及び地方消費税の税率の改正による増額分は除きます。

(4) P 2 及び Z 2 を算出する際に用いる単価については、基準日時点の東京都積算単価とします。

(5) (4) によることが著しく不相当であると認められる場合には、請負者と区の協議によることとします。

(6) 区から協議書(様式 3-1)により請負者にスライド額(案)を提示します。請負者は、異議のない場合、スライド額協議開始日の翌日から起算して 14 日以内に承諾書(様式 3-2)を提出します。

なお、14 日以内に協議が整わない場合には、区がスライド額を決定し、通知します(様式 3-3)。

(7) スライド請求を複数回行う場合については、(1) から (6) までと同様に実施します。

この場合のスライド額算定において、基準日における契約金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとします。

6 契約変更の時期

原則として、スライド額の決定後、速やかに行います。ただし、精算変更時点で行うこともできます。

7 全体スライド条項及び単品スライド条項の併用

(1) 契約約款第 24 条第 1 項から第 4 項までに規定する全体スライド条項に基づく契約金額の変更を実施した後であっても、インフレスライド条項に基づくスライド請求をすることができます。

(2) インフレスライド条項に基づき契約金額の変更を実施した後であっても、契約書第 24 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく契約金額の変更を請求することができます。

8 手続きの流れ

手続きの流れについては、別紙「インフレスライドの手続きフロー」のとおり

(参考) 工事請負契約約款第 24 条抜粋

6 予期することのできない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、契約金額が著しく不相当となったときは、甲又は乙は、前各項の規定にかかわらず、契約金額の変更を請求することができる。

7 前 2 項の場合において、契約金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から 7 日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。

インフレスライドの手続きフロー

～請求から契約変更手続きまでの基本的な流れ～

